

ひがしみかわ

豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村

vol.

09

2019.7

特集

東三河に笑顔と元気を届ける人

主な内容

介護保険だより
令和元年度 予算紹介
東三河広域連合議会 議会報告
消費生活だより



音楽の力でみんなを笑顔に

『レディ・ガマ』 デイサービスのアイドル

一度見たら忘れないド派手な衣装と、世界的なアーティストをもじった思わず笑ってしまうネーミング。蒲郡市を拠点に活動するレディ・ガマは、アルトサックスのガツチャンと鍵盤ハーモニカのマツチャンによる女性2人組のユニット。毎週土曜日の午後、県内の高齢者向け介護施設をボランティアで訪問し、歌とレクリエーションで皆を楽しませ、笑いを届ける活動を行っている。高齢の方なら誰もが口ずさめる懐かしの昭和歌謡や唱歌、童謡を演奏し、観客と一緒に歌ったりタオルやロープを使った簡単な体操や手遊びでコミュニケーションを図り会場を盛り上げる。最初は小さな声しか出ていなかった参加者も、次第に表情も生き生きと、楽しそうに大きな声で歌い出す。「普段は寝てばかりのおばあちゃんが今日は

起きている!」「いつも無口なのに楽しそうに歌っている!」など、施設スタッフの方も驚くような変化を観客にもたらす。レディ・ガマの魅力とは一体何なのだろう。

観客と一緒に 自分たちも楽しむ

8年前にデイサービス施設に勤める知人から、何かレクリエーションをやってほしいと頼まれたのが活動のきっかけ。歌手でも芸人でもなく、一般企業に勤める2人は、初めは演奏も歌も司会だつて全くの素人。未熟さをこまかす為に、まず見た目で楽しませようと衣装を派手に、そして観客と一緒に歌い、身体を動かす「すべて参加型」にこだわった。そこには、観る人を楽しませたい想いが溢れる。手作りの衣装は単に派手なだけではなく、必ずその季節に添っ

た花やオブジェを飾り趣向を凝らす。演奏曲も懐メロならなんでもいいわけではなく、(高齢の観客に)今一番ウケるのは何かを常に考え選曲。そんな観る人を想うステージは評判を呼び、今では40ヶ所以上の施設から声がかかる人気者に。新規の依頼は1年以上も待ってもらう状況だ。ただいくら人気が出て、活動は週末だけ。「自分たちも楽しむ」為に、平日は普通の会社員、土曜日だけ自称デイサービスのアイドル「レディ・ガマ」に変身する。無理をせずボランティアを楽しみ自然体の2人だからこそ、奏でる音にのって「楽しさ」が観客の心に響くのだろう。





東三河に笑顔と元気を届ける人②

美しくありたい想いに寄り添う

ひえもん

訪問理美容『美右衛門』

法被に地下足袋、腹掛けの下には商売道具のハサミや櫛がキラリと光る。人力車の車夫をイメージした衣装を身にまとい、颯爽と立つ男の正体は「訪問理美容」に取り組む美右衛門代表エリック・バリオスさん。様々な事情で美容室へ行くことができない人向けに、自宅や病院などに出向いてカットや洗髪、ヘアカラーにパーマも行うサービスを提供している。

日本人の父とポリビア人の

母を持つエリックさんは、日本語とスペイン語を活かせる仕事に就きたいと、外国人居住者の多い地元豊橋で美容師となる。店舗スタッフとして技術の向上に励むなかで、訪問理美容の存在とサービス内容が充実していない実情を知り、それなら自分でやってみようと思い立った。福祉訪問理美容を手掛ける団体で経験を積み、2016年に美右衛門を立ち上げ代表に就任。豊橋市内の病院や福祉施設を

回り訪問理美容を本格稼働させた。設立当初は介護を受けている人のみが対象であったが、法改正により、介護している側の人や病氣、認知症の人、妊婦や育児中のママなど、より多くの人へのサービスが可能となり、様々な理由で美容室に行けない人たちの「きれいになりたい」「想いを叶え続けている」。

一つひとつの出会いを大切に

訪問先では、ただカットするのではなく、外出が困難な環境だからこそ「非日常」を少しでも感じてもらいたい。人力車の車夫の恰好にはそんな想いも込めた。「髪を切る」という行為を、単なる作業と捉えていてはできない発想だ。また、エリックさんの訪問を楽しみにしてくれた高齢の利用者が亡くなり、最後のカットを自身の手でできなかったという切ない体験が、一人ひとりとのお会い、その人の髪の毛を切ることが当たり前なことではないと教えてくれた。



写真提供：
東愛知新聞社

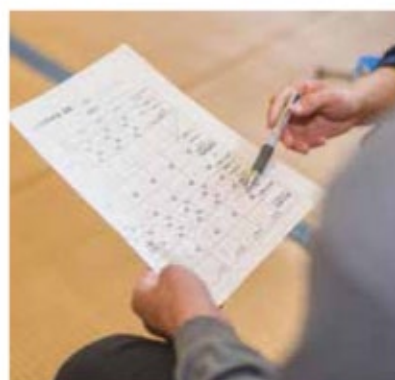
美右衛門

(美容室ウニカ)

0550-3820-9846
豊橋市小松町135

東三河に
笑顔と元気を
届ける人③

地域医療は予防から 村の未来を変える 訪問評価による 健康チェック



豊根村診療所で、作業療法士として勤務する佐々木智樹さん。もとは名古屋で作業療法士として働いていたが、お子さんの小学校入学を機に、奥様のふるさとである豊根村に移住した。豊根村の人口は1106人で、内65歳以上は532人と全体の48%を占める(2019年3月31日現在)。村の高齢化が進む一方で、高齢者をケアするシステムの整備はなかなか進まないのが現状だ。「皆さんが住み慣れた場所ですと暮らせる一助になれば」と、リハビリの指導、サポートなどの傍ら、村内の65歳以上の高齢者を対象に「訪問評価による健康チェック」という取り組みを始めた。内容は、半年

から一年に1回を目安に、握力、片足立ちができる時間、唾を飲み込む力、記憶力など全6項目をチェックし、全国平均との比較、数値の推移などを踏まえ、健康に関するカウンセリングを行うというもの。取り組みを始めて2年8か月で、延べ1045人の訪問評価を実施。定期的な評価でデータが蓄積され、村内の高齢者の傾向や健康状態を把握する資料ともなっている。

一番大切なことは 人とのつながり

佐々木さんの活動により、村民の健康に対する意識も徐々に変わりつつある。村民自らの呼びかけで定期的に集まって健康体操を行う取り組みが、現在、村内3ヶ所で行われている。佐々木さんによる指導やアドバイスはあるが、基本的にはその地区の住民が自分たちで運営するグループだ。このような活動を通して住民同士のつながりが広がることは、高齢者が地域コミュニティから孤立してしま



うようなケースを防ぐことにもつながる。「体操自体は短時間で終わりますが、皆さんお菓子を持ち寄りたりしてお茶しながらずーっとおしゃべりされてます(笑)。でもそれも大切なんです」と佐々木さん。

受けられる医療に限りのある山間の村だからこそ、まずは病気や介護が必要な状態にならないこと、そして住民同士がサポートし合える環境を作ることが必要なのだ。一人ひとりが元気にふるさとで過ごせるように、佐々木さんは今日も誰かの元を訪問する。

東三河広域連合では、地域包括ケアを知るきっかけとして、遊びながら学べるかるたをつくるため、地域包括ケアを題材としたかるたの読札を募集します。みなさんのご応募をお待ちしています。



介護保険 だより vol.6

65歳以上の方の

～令和元年度(平成31年度)介護保険料をお知らせします～

保険料グループ

東三河8市町村(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)にお住まいの65歳以上の方の介護保険料を、8月にお知らせします。

第1段階から第3段階の方の介護保険料が変わります!!

公費の投入により第1段階から第3段階までの方の介護保険料が軽減されます。軽減後の保険料率及び介護保険料につきましては、下表をご覧ください。

軽減前

【平成30年度】

所得段階	保険料率	保険料額(年額)							
		豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
第1段階	0.45	25,990円	27,977円	24,316円	28,150円	26,303円	27,675円	26,055円	29,257円
第2段階	0.65	37,541円	40,411円	35,123円	40,661円	37,993円	39,975円	37,635円	42,260円
第3段階	0.75	43,317円	46,629円	40,527円	46,917円	43,839円	46,125円	43,425円	48,762円

保険料額(年額)が軽減されます!!

軽減後

【令和元年度
(平成31年度)】

所得段階	保険料率	保険料額(年額)							
		豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
第1段階	0.375	21,658円	23,314円	20,263円	23,458円	21,919円	23,062円	21,712円	24,381円
第2段階	0.575	33,209円	35,748円	31,070円	35,969円	33,609円	35,362円	33,292円	37,384円
第3段階	0.725	41,873円	45,074円	39,176円	45,353円	42,377円	44,587円	41,977円	47,136円

※第4段階から第12段階までの保険料率及び保険料額(年額)は、変更ありません。

減免制度について

東三河広域連合では、災害により住宅などに著しい損害を受けた方や生計困難な方などに対して、申請により介護保険料を減免する制度を設けています。減免条件の詳細につきましては、東三河広域連合または東三河8市町村の窓口へお問い合わせください。

介護保険 負担限度額認定証の更新のご案内

給付グループ

「負担限度額認定証」は、介護保険施設・ショートステイ利用時の食費・部屋代の負担を軽減するために必要な証書です。この証書は、有効期限が毎年7月31日までとなっております。8月以降も軽減措置が必要な場合、更新手続きが必要となります。現在認定証をお持ちの方には、更新のお知らせを送付いたしましたので、お近くの市町村窓口または郵送にて、申請手続きをお願いします。申請後、要件を満たす方には、新しい認定証を送付いたします。対象となる要件は以下のとおりです(①と②の両方に当てはまる方が対象となります)。

- 要件
- ①住民税非課税世帯の方であること(世帯分離している場合の配偶者も住民税非課税)
 - ②預貯金等の合計が単身の場合1,000万円、夫婦の場合あわせて2,000万円以下であること

介護保険 負担割合証をお送りします

給付グループ

「負担割合証」は、介護サービス利用時の自己負担割合を記した証書です(支給限度額を超えた自己負担分、日常生活費、食費、部屋代等の費用は対象となりません)。現在ご利用の証書は7月31日までの期限となっておりますので、新たに8月1日から1年間有効となる証書を7月末頃お送りします。申請手続きは不要ですが、証書が届いたら、担当ケアマネジャー等にご提示ください。

<介護保険の自己負担割合の決まり方>

「負担割合証」に記載されている自己負担割合は1割から3割です。利用者本人の所得や、同じ世帯の65歳以上の人の所得等によって決まります。右のフローチャートでご確認ください。

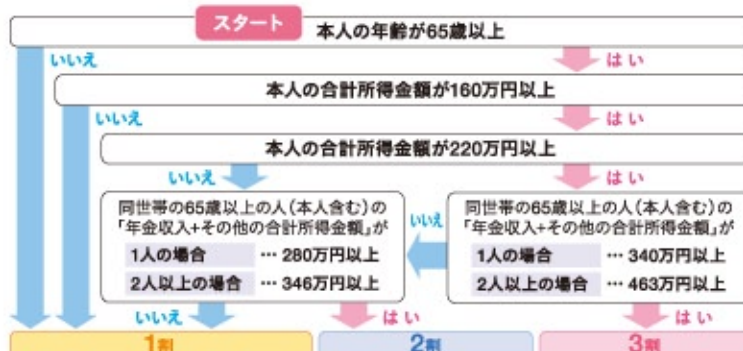
●「合計所得金額」とは…

収入金額から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費を控除した後の金額で、かつ基礎控除、人損控除(配偶者控除・扶養控除・医療費控除など)の所得控除をする前の金額のことです。

土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計の所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

●その他の合計所得金額とは…

負担割合の判定基準となる「その他の合計所得金額」とは上記の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額のことを言います。



地域包括ケアがひらく未来

「誰でもできること」が地域を変える

地域包括ケアとは？

地域包括ケアとは、簡単に言うと高齢者が地域で安心して暮らしていけるように、近くの人と助け合い、支え合える地域を育んでいくことです。何か難しいこと、専門的なことをする必要はありません。

子どもから大人まですべての人が、一見「助け合い、支え合い」とは関係なさそうな小さな小さな「できること」を日常生活の中で見つけ実践していく。

それが積み重なり、つながり、結びついて、困りごとを抱える人を包み込んで支えていく。

それこそが、わたしたちができる「地域包括ケア」なのです。



見つけてみよう、わたしたちに「できること」

「できること」は、色々あります。年代問わずできること、それぞれの世代でできることなど、下の例をヒントに探してみてください。そして、やってみてください。その先には、きっと、思いやりのある地域があるはずです。

例えばこんな「できること」

- すべての世代…………… あいさつをする、地域のお祭りやイベントに参加する、困っている人に声をかける など
- 子ども世代…………… 昔からの遊びを教わる、祖父母に手紙を書く など
- 学生、若者世代…………… 福祉に関わる職場体験をする、住む地域に関心を持つ など
- 子育て、働き盛り世代… 自治会活動に参加する、親のことを気にかける など
- シニア世代…………… 昔の遊びの伝承をする、地域の見守りを行う など



世代を超えて遊べる 地域包括ケアかるたをつくろう！

そうは言っても、やっぱり「地域包括ケア」って分かりにくいし、とっつきにくいですね。

そこで東三河広域連合では、楽しみながら知ってもらえるように「地域包括ケア」を題材にしたかるたをつくることにしました。子どもからお年寄りまで、誰もが一緒に遊ぶことができるかるたは、世代間の交流のほか介護予防にもつながります。

世代を超えて遊べる地域包括ケアかるたの読札をみなさんから広く募集します。あなたが見つけた「できること」を読札として応募してみませんか。

詳しくは左ページの募集要項をご覧ください。





東三河地域包括ケアかるた(仮称) 読札募集



「地域包括ケア」っていったい何のこと？ まだまだ知られていない
「地域包括ケア」について、一緒に考え、遊びながら学べるかるたを
つくりましょう！ あなたのアイデア、お待ちしております！

募集期間 令和元年7月1日(月)～令和元年9月30日(月)
※必着

募集内容 (1)「あ」から「わ」までの44文字の読札
※あ行～ま行、や、ゆ、よ、ら行、わ
(2)文の頭文字により応募してください
(3)応募数に制限はありませんが、1文字につき
1作品までとします
(4)かるたの読札にするため、最大20字くらい
にしてください

テーマ 『地域包括ケアに関すること』
※右ページの「できること」をご覧ください

応募資格 ・日本国内に在住の方
・本名の他、ペンネームやイニシャルでの応募も可

応募方法 ・応募用紙に記入して、郵送、FAX、または持参
(応募用紙は各市町村介護保険担当課窓口で配布、及
び東三河広域連合ホームページに掲載)
・東三河広域連合ホームページ(介護保険)の
応募フォームへ入力

選考と発表 各文字につき1作品を選考し、12月上旬に東
三河広域連合ホームページで発表、入選者全
員に郵送で通知します。

賞 入選44作品(感謝状及び賞品(東三河特産品など))

かるたの作成 入選作品でかるたを作成し、完成したかるたは
入選者へお送りするほか、各地域でご利用い
ただく予定です。

注意事項 ・応募作品は、返却しません。
・応募作品は、自作未発表のものに限ります。他作品の模
倣・類似と認められる作品は、入選を取り消す場合があ
ります。
・入選作品については、主催者側で字数や語順等の調整
を行うことがあります。
・応募作品の郵送中の事故については一切の責任は負い
ません。なお、応募に要する経費は、応募者の負担とし
ます。
・入選作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
・入選作品については、「氏名(ペンネームなど)」「お住
まいの市町村」をホームページ等に掲載させていただく場
合があります。
・いただいた個人情報は、本事業以外の目的では利用いた
しません。

応募先 東三河広域連合 介護保険課 地域包括ケアグループ

〒440-0806 愛知県豊橋市八町通二丁目16番地 豊橋市職員会館5階

TEL:0532-26-8472 FAX:0532-26-8475 ※各市町村の介護保険担当課窓口でも受付します(持参のみ)

シニア介護人材育成講座を開講します

高齢者を支援する際の基礎知識と技術が学べる講座です。ぜひご参加ください。

対象者: 東三河8市町村に在住、在勤のシニアの方 **会場:** 田原市立田原福祉専門学校(田原市)

内容: 認知症の理解、簡単な介護技術など **受講料:** 無料

開催期間: 令和元年 7/26(金)、8/2(金)、8/9(金)、8/23(金)、8/30(金) 全5回 10:00～15:00

申込方法: 専門学校までご連絡ください TEL:0531-22-3939

東三河広域連合介護保険課新城窓口の表記に関する読替えについて

東三河広域連合介護保険課が送付する封筒の新城窓口の課名について、今年度の組織変更前の課名が表記されてい
ます。しばらくの間、以下のとおり読替えていただきますよう、お願い申し上げます。

【現行表記】

新城窓口(新城市役所福祉介護課内) → 新城窓口(新城市役所福祉課高齢者支援室内)

【今年度以降】

※なお、電話番号などその他の表記は変更ありません。

東三河広域連合

令和元年度 予算紹介

令和元年度
東三河広域連合予算規模647億6,470万円
(対前年度比93.8%)一般会計 ----- 91億3,670万円
介護保険特別会計 --- 556億2,800万円

～誰もが真の豊かさを実感できる地域の実現を目指して～

東三河広域連合は、東三河の「地域力」と「自立力」を高めながら、将来にわたり「成長する広域連合」を目指して、「共同処理事務」、「広域連携事業」、「権限移譲事務」の3つの事務に取り組んでいます。令和元年度は、事業開始2年目となる介護保険事業の円滑な推進や、地方創生への取り組みとして「東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた新たな事業を実施します。また、新たに愛知県から権限移譲を受けた一般旅券の発給申請の受理等の業務を開始します。

一般会計

【令和元年度の重点的な取り組み】

◆地方創生につながる広域連携事業の推進

◆若者等の人材還流

東三河地域外の若者等を対象に東三河地域の企業や暮らしの情報を紹介し、企業への就職や人材還流の促進を図るため、名古屋圏の大学での交流会の開催、また名古屋市で開催される合同企業説明会に出展する企業の支援を行います。

◆伝統工芸品等のPR・販路拡大

製品情報専門雑誌の「地方創生ブランド」特集に、東三河地域の伝統工芸品等を紹介する記事を掲載します。伝統工芸品等と共に継承されてきた伝統文化や祭りを紹介することで、モノだけでなく地域への関心を持たせる内容とし、商品の購買意欲や東三河への来訪意欲の増進を図ります。

◆共同処理事務の拡充

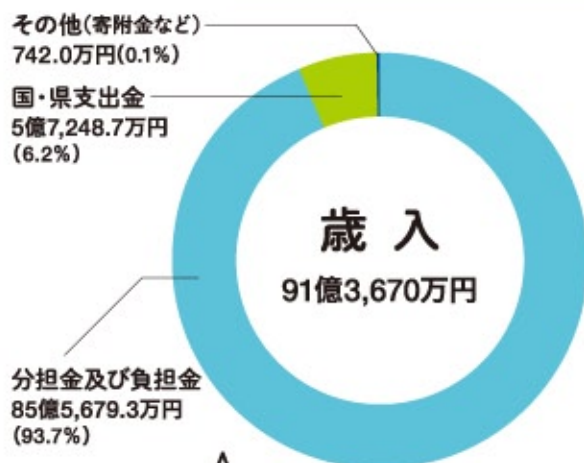
◆消費生活講座の充実

ライフステージに合わせた消費生活教育の充実を図るため、高齢者のほか高校生や大学生など、これからの社会を担う若者を対象とした講座も積極的に開催します。また、福祉関係機関と連携し、地域との接点の少ない高齢者への啓発も充実していきます。

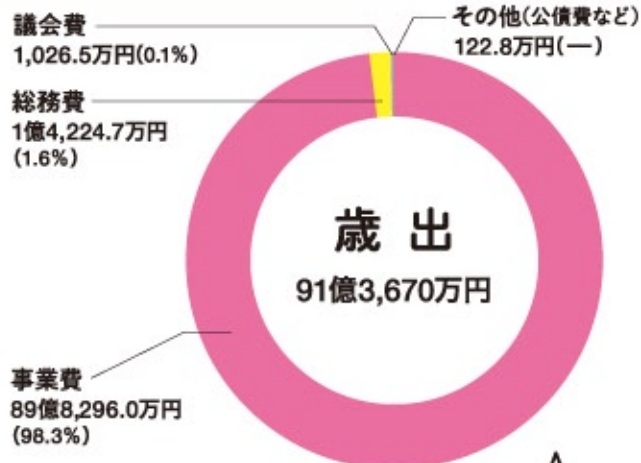
◆一般旅券の発給申請の受理等の実施

愛知県から一般旅券の発給申請の受理等の事務権限の移譲を受け、東三河8市町村でこの窓口でも一般旅券の発給申請の受理や交付等を可能とすることで地域住民の利便性の向上を図ります。

一般会計 91億3,670万円（対前年度比107.1%）



分担金及び負担金	
構成市町村からの負担金	
●豊橋市	36億8,247.8万円
●豊川市	21億1,584.0万円
●蒲郡市	9億8,967.7万円
●新城市	7億6,410.5万円
●田原市	7億3,292.4万円
●設楽町	1億3,825.9万円
●東栄町	9,777.2万円
●豊根村	3,574.2万円
※各市町村の負担金額の千円未満は切り上げています。	
■国・県支出金	5億7,248.7万円
●介護保険施設等整備助成事業費補助など	
■その他	742.0万円
●寄附金や諸収入など	



事業費	
●滞納整理事業費(収納支援システム管理運営費など)	8,019.3万円
●消費生活事業費(消費生活相談業務経費など)	7,648.0万円
●一般旅券事業費(旅券受付業務委託経費など)	3,314.6万円
●介護保険事業費(介護保険特別会計繰出金など)	87億36.9万円
●監査指導事業費(社会福祉法人の指導監査経費など)	1,795.6万円
●障害福祉事業費(障害支援区分認定審査会の運営経費など)	899.9万円
●都市計画事業費(航空写真撮影経費など)	2,949.9万円
●広域行政推進事業費(合同企業説明会への出展支援に係る経費など)	3,631.8万円
総務費	
●事務局の運営や各種行政委員などの費用	1億4,224.7万円
議会費	
●議会の運営や議員報酬などの費用	1,026.5万円
その他	
●公債費や予備費	122.8万円

介護保険特別会計 【令和元年度の重点的な取り組み】

◆介護保険事業の推進

●介護予防活動の推進

高齢者一人ひとりのニーズにあった介護予防活動への参加を促すため、身近な場所や個々のライフスタイルに合わせて気軽に参加できる介護予防教室の開催など介護予防事業の充実を図ります。

●ICT機器等導入の支援

介護事業所の職員の負担軽減、施設入所者の安全性の向上に役立つICTやAIを活用した機器等を導入する介護事業所を運営する法人に対して、当該機器等の導入に要した費用の一部を助成します。

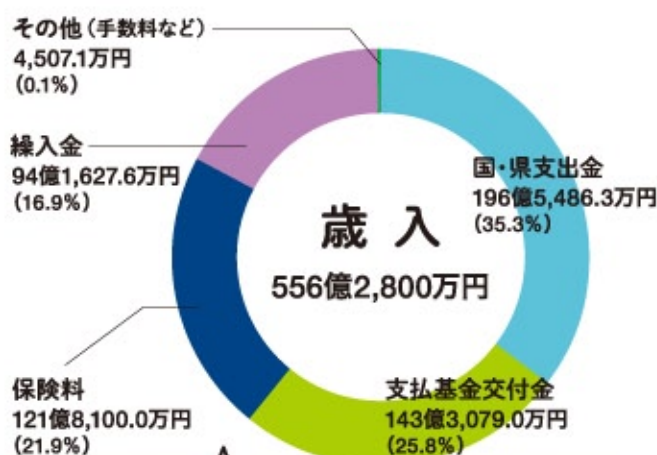
●介護職員初任者研修の受講支援

介護事業所で就労するために資格を取得したい方や、介護の知識を身に付けたい方などを支援するために、介護職員初任者研修を受講した方に対し受講費の一部を助成します。また、この制度を活用された方のうち介護事業所において1年以上継続勤務した方を支援するため、新たに就労支援制度を創設します。

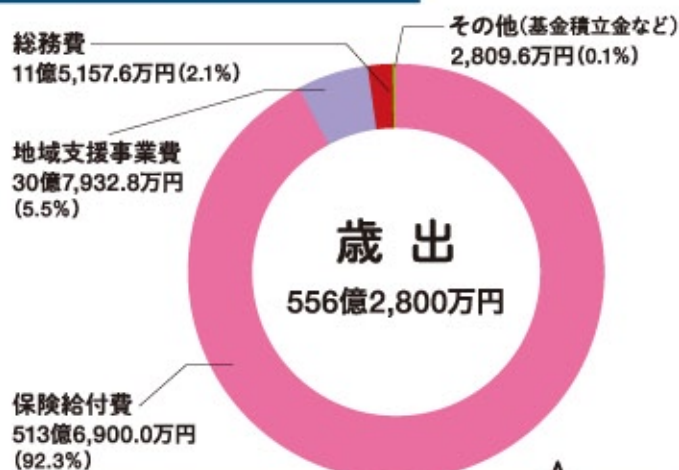
●地域包括ケアの推進

「読む(口腔機能向上)」、「考える(認知機能向上)」、「動く(運動器機能向上)」などの様々な要素を同時に行うことができる介護予防ツールである、かるたを作成します。作成にあたっては、地域包括ケアを題材とした読札を広く募集し、多世代の方が地域包括ケアについて考える機会を創出します。

介護保険特別会計 556億2,800万円(対前年度比91.9%)



国・県支出金	196億5,486.3万円
●保険給付費負担金など	
支払基金交付金	143億3,079.0万円
●保険給付費交付金など	
保険料	121億8,100.0万円
●特別徴収保険料など	
繰入金	94億1,627.6万円
●一般会計繰入金など	
その他	4,507.1万円
●手数料や諸収入など	



保険給付費	513億6,900.0万円
●介護サービス給付や介護予防給付など	
地域支援事業費	30億7,932.8万円
●介護予防・生活支援サービスなど	
総務費	11億5,157.6万円
●職員人件費などの費用	
その他	2,809.6万円
●基金積立金など	

平成30年度財政公表は、ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

<https://www.east-mikawa.jp/>

2019年度版

ほの国 HONOKUNI STAMPRALLY

スタンプラリー

『ほの国子どもパスポート』の対象施設をまわって
ステキな賞品をゲットしよう♪

賞品の応募締切

2020年2月28日(金)必着

※賞品やルールなどについて、詳しくはスタンプラリー用紙をご覧ください。



スタンプラリー用紙の配布

※スタンプラリー用紙は通っている小中学校を通じて配られています。

※東三河に住んでいて、地域外の小中学校に通っている児童・生徒へのスタンプラリー用紙の配付に関しては、右のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

〒440-0806 豊橋市八町通二丁目16番地
東三河広域連合 総務課 スタンプラリー係

☎0532-35-6006

受付時間:8時30分～17時15分(土日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

対象者

ほの国子どもパスポート
を持っている東三河在住・在学の小中学生

※ほの国子どもパスポートとは、東三河に在住・在学の小中学生に
交付されているカードです。対象施設の窓口で確認すると
入場料金が無料になります。

対象施設紹介



豊川市

堀内 重佳 議員



【一般質問】

将来を見据えた高齢者介護について

- Q 介護保険者統合により、住民視点で良くなった点・低下した点について伺う。

A (福祉事業部長)
良くなった点としては、地域密着型サービスが8市町村全てで利用できるようになったこと、家族介護用品給付事業をはじめとする地域支援事業について、サービス内容の充実が図られたことなどが挙げられる。低下した点はないが、各種サービスの変更内容などについて周知不足の面があるため、今後も住民への丁寧な説明を続けていく。

- Q 団塊の世代が全員75歳以上となる、2025年問題の課題に対する対応策について伺う。

A (福祉事業部長)
課題は三点挙げられる。一つ目は要介護高齢者などの増加であり、これに対しては介護予防教室など介護予防活動を推進する。二つ目は家族介護者への支援であり、家族レスパイトに資するサービスや24時間365日対応の居宅サービスの整備を行う。三つ目は介護人材の確保であり、介護事業所の管理者向け人材育成支援講座により、働きやすい職場環境の構築を支援していく。

豊橋市

小原 昌子 議員



【一般質問】

東三河地域の介護人材について

- Q 介護人材の確保と定着に関する支援の取り組みについて伺う。

A (福祉事業部長)
平成30年度から介護職員初任者研修の受講支援に関する取り組みを実施しており、具体的には、介護の入門資格である介護職員初任者研修課程を修了した方に対して、受講料やテキスト代などに要した経費について3万円を上限として助成を行っている。

- Q 東三河地域の介護事業所における外国人材の活用に関する広域連合としての今後の対応について伺う。

A (福祉事業部長)
広域連合としては東三河地域の介護事業所における外国人労働者の雇用状況、雇用上の課題などを把握するための実態把握調査を行う予定であり、あわせて新たに創設された在留資格に係る国の動向を注視していきたい。

東三河広域連合議会 議会報告 2月定例会

東三河広域連合議会2月定例会が、2月6日と7日に開かれました。
平成31年度一般会計予算案・介護保険特別会計予算案、条例案などが審議され、いずれも原案通り可決されました。

【予 算】

- 平成31年度東三河広域連合一般会計予算
- 平成31年度東三河広域連合介護保険特別会計予算

【条例等】

- 東三河広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 東三河広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について
- 東三河広域連合広域計画の変更について
- 公平委員会委員の選任について
- 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙
- 東三河広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例について

豊根村

清川 長次 議員



【一般質問】

「東三河はひとつ」の合言葉について

- Q 「東三河はひとつ」の合言葉が描く東三河の将来像について伺う。

A (広域連合長)
「東三河はひとつ」という合言葉が意味するところは、東三河がすべての場面で画一的なものとなるのではなく、共通の課題に対しては一致団結して課題克服に果敢に挑んでいくとともに、それぞれの地域が個性を発揮し、光り輝く、助け合いの精神と地域の誇りに満ちた姿を表すものとする。今後、人口減少が進むなど大変厳しい時代を迎えるが、広域連合としても誰もが真の豊かさを実感できる地域の実現を目指していく。

- Q 東三河地域が抱える課題とその対策について伺う。

A (事務局長)
最も大きな課題は、人口の減少及び地域の活性化であるが、これらの課題解決に重要となるのが、地域住民の意識の醸成となる。広域連合としては、ほの国こどもパスポート事業や各種イベントへの出展などを行っており、今後も様々な場面で東三河に愛着を持っていただくことのできる機会の充実を図っていきたい。

よびた たかひろ
蒲都市 喚田 孝博 議員



【一般質問】

東三河ブランドショップについて

Q ブランドショップの今後の展開について伺う。

A (事務局長)
これまでの実現可能性調査を踏まえて事業計画を作成してきたが、出店費用の高騰や運営費用が課題となっている。今後については、店舗立地の選択、ターゲットやコンセプトの絞り込みについて、構成市町村との協議や首都圏での情報収集を開始したところである。

Q ブランドショップの開設時期について伺う。

A (事務局長)
当初の段階では、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年の開設を一つの目標とする議論もあったが、現在の検討状況や物件の空き状況を踏まえると、現段階での開設時期の特定は難しいと考えている。こうした状況下ではあるが、大きな効果が発揮できるよう、出店のタイミングは考慮すべきであると考えている。

おざき まさてる
豊橋市 尾崎 雅輝 議員



【一般質問】

広域連合による豊川流域の森林管理について

Q 森林の整備や資源の活用を広域で取り組む必要性についての認識と、現在の検討状況について伺う。

A (事務局長)
森林を取り巻く様々な課題については、森林資源を持つ自治体と木材の供給を受ける自治体とが連携して取り組まなければ解決できないと認識している。また、平成30年度には東三河8市町村、豊川水源基金事務局、愛知県及び広域連合で構成する検討会議を立ち上げ、森林環境譲与税を活用した事業の検討を開始したところである。

Q 木質バイオマスの利活用について、広域連合で取り組む可能性について伺う。

A (事務局長)
多くの森林資源を有する東三河地域において木質バイオマスの利活用は重要であると認識をしている。現在は具体的な事業選定には至っていないが、森林環境譲与税の活用を検討する過程の中などでしっかり勉強していきたい。

◆議会構成

広域連合議員の変更などに伴い、議会の委員構成が変更され、次のとおりとなりました。

《みらい広域委員会》13人

委員長 岡本 禎稔 (田原市)	副委員長 松本 昌成 (蒲都市)
伊藤 紋次 (東栄町)	近藤 修司 (豊橋市)
山下喜代治 (豊根村)	鈴木みさ子 (豊橋市)
柴田賢治郎 (新城市)	中村 浩之 (豊川市)
中西 宏彰 (新城市)	富田 潤 (豊川市)
辻 史子 (田原市)	坂柳 泰光 (豊橋市)
土屋 浩 (設楽町)	

《福祉委員会》13人

委員長 喚田 孝博 (蒲都市)	副委員長 廣田 勉 (豊橋市)
山本 典式 (東栄町)	稲吉 郭哲 (蒲都市)
村松 英文 (豊根村)	沢田都史子 (豊橋市)
鈴木 達雄 (新城市)	田中 敏一 (豊橋市)
古川 美栄 (田原市)	井川 郁恵 (豊川市)
伊藤 武 (設楽町)	榊原 洋二 (豊川市)
松崎 正尚 (豊橋市)	

《議会運営委員会》9人

委員長 坂柳 泰光 (豊橋市)	副委員長 井川 郁恵 (豊川市)
山下喜代治 (豊根村)	中村 浩之 (豊川市)
柴田賢治郎 (新城市)	喚田 孝博 (蒲都市)
古川 美栄 (田原市)	沢田都史子 (豊橋市)
松崎 正尚 (豊橋市)	

5月臨時会

東三河広域連合議会臨時会が、5月28日に開かれました。

議長・副議長の選挙のほか、

東三河広域連合介護保険特別会計補正予算案や条例案などが審議され原案どおり可決されました。

【予 算】

○令和元年度東三河広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)

【条例等】

○東三河広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○東三河広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について

○監査委員の選任について

【報 告】

○専決処分の報告について

◆議長・副議長

指名推選により、議長には田中敏一議員(豊橋市)、副議長には中西宏彰議員(新城市)が当選されました。

◆監査委員

監査委員として杉浦康夫氏(議見を有する者)、榊原洋二議員(議員のうちから選任される者:豊川市)を選任することについて議会で同意されました。

◆「訴訟最終告知のお知らせ」という 架空請求ハガキや封書は無視!

実際には存在しない行政機関や裁判所を装い「訴訟最終告知のお知らせ」等の架空請求ハガキや封書が全国的に大量に送られています。ハガキや封書に書かれている電話番号に連絡しないと、訴訟や給与・財産の差し押さえ等を執行すると書かれており、実際に連絡をすると、訴訟取り下げ費用等として料金を請求されます。

対策ポイント

- 利用した覚えのないハガキや封書が届いても決して連絡をしないようにしましょう!
- 「法務省管轄支局」「地方裁判所管理局」などという機関は国や裁判所に一切関係なく実在しません!
- ハガキに「桐紋」が透かして印刷されている場合もあります。
- 架空請求かどうかの判断がつかなかったり、少しでも不審に思う場合は、料金を支払う前に、以下の消費生活相談窓口にご相談しましょう!

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

※取り下げ最終期間日
○年○月○日

法務省管轄支局
民事訴訟管理センター

特定消費料金未納に関する 訴訟最終告知のお知らせ

※取り下げ最終期間日
○年○月○日

地方裁判所管理局

こんなハガキには
要注意!!

Vol.9

消費生活 だより

みんなで守ろう消費生活

東三河広域連合の

各消費生活センターに寄せられた

相談の中から最新の事例を紹介します。

東三河消費生活センターでは
様々な消費生活相談を
行っています

- 商品やサービスなど消費生活に関する相談
- 多重債務相談 など

相談者に最新の情報を提供し、アドバイスすることで自主交渉を支援するほか、必要に応じあっせんも行います。消費生活に関する疑問や苦情、不安などがあれば、ひとりで悩まず、気軽にご相談ください。

📍 どの窓口でも相談が受けられます。おかしいな困ったなと思ったら一人で悩まず相談を

総合センター ☎ 0532-51-2305	豊橋市役所 東館12階 月～金 9:00～16:30	田原センター ☎ 0531-23-3818	田原市役所 北庁舎1階 月・火・木・金 9:00～16:30
豊川センター ☎ 0533-89-2238	豊川市役所 北庁舎4階 月～金 9:00～16:30	設楽相談室 ☎ 0536-62-0527	設楽町役場 産業課内 毎月第2水 10:00～15:00
蒲郡センター ☎ 0533-66-1204	蒲郡市役所 新館2階 月～金 9:00～16:30	東栄相談室 ☎ 0536-76-1812	東栄町役場 経済課内 毎月第3水 10:00～15:00
新城センター ☎ 0536-23-6260	新城市役所 新庁舎2階 月・火・木・金 9:00～16:30	豊根相談室 ☎ 0536-85-1316	豊根村役場 商工観光課内 毎月第4水 10:00～15:00

消費者ホットライン ☎ 188 ▶ お近くの相談窓口につながります。 ※ダイヤル後、音声ガイダンスに従ってください。
※PHS・IP電話・ひかり電話の一部は使えません。

【発行】
東三河広域連合総務課

〒440-0806 愛知県豊橋市八町通二丁目16番地(豊橋市職員会館4階)
TEL:0532-35-6000 FAX:0532-56-1555

メール somu@union.higashimikawa.lg.jp
ホームページ http://www.east-mikawa.jp/

東三河のヤスコット
「みのりん」

